○鳥羽志勢広域連合の休日を定める条例

平成 11 年 4 月 1 日 条 例 第 2 号 改正 平成 11 年 8 月 6 日条例第 31 号

(広域連合の休日)

- 第1条 次に掲げる日は、広域連合の休日とし、広域連合の機関の執務は、行 わないものとする。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- 2 前項の規定は、広域連合の休日に広域連合の機関がその所掌する事務を遂行 することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第2条 広域連合の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は 規則で規定する期間(時をもって定める期間を除く。)をもって定めるものが 広域連合の休日に当たるときは、広域連合の休日の翌日をもってその期限とみ なす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年8月6日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。